



三重県公報

令和6年11月12日（火）

第 566 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
768	広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更許可	(市町行財政課)	2
769	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	2
770	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
771	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	2
772	土砂災害警戒区域の指定の解除	(同)	2
773	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	3
774	同伴	(同)	3
775	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	4
776	同伴	(同)	4
選 管 告 示			
61	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	4
62	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
63	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて 得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを 合算して得た数	(同)	6
64	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の 数	(同)	6
65	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告	(同)	6
66	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる 施設の一部を改正する告示	(同)	7
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	同伴	(同)	7
	同伴	(同)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	8
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	8

告 示

三重県告示第 768 号

三重県後期高齢者医療広域連合から申請のありました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う規約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により令和 6 年 11 月 5 日許可しました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 769 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470303856	特別養護老人ホーム ルーエハイム庄野	三重県鈴鹿市庄 野町 856 番地	社会福祉法人博愛会	三重県鈴鹿市平田一 丁目 3 番 15 号	令和 6 年 11 月 1 日	80

三重県告示第 770 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医 療 機 関 の 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	久居調剤薬局	津市久居明神町字風早 2093-1		薬局	令和 6 年 10 月 1 日
薬局	津調剤薬局	津市江戸橋 1-113		薬局	令和 6 年 10 月 1 日

三重県告示第 771 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菰野茶屋の上-4	三重郡菰野町菰野茶屋の上 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 772 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
-------	-------	---------------------	-------

菰野茶屋の上-4	三重郡菰野町菰野茶屋の上 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 26 年 9 月 9 日
----------	------------------------------	-----	-----------------

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 773 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
千草-8	三重郡菰野町千草、杉谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千草-9-1	三重郡菰野町千草 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宿野 5	三重郡菰野町宿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿野 8	三重郡菰野町宿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿野 12	三重郡菰野町宿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音羽 7	三重郡菰野町音羽 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音羽 8	三重郡菰野町音羽 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
根の平 5	三重郡菰野町田口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神明 3	三重郡菰野町菰野江田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神明 6	三重郡菰野町神明 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三之瀬 5	三重郡菰野町菰野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 774 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
埋縄-14	三重郡朝日町埋縄 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柿 5	三重郡朝日町柿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 775 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
千草-9-1	三重郡菰野町千草 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり	平成 28 年 11 月 29 日
宿野 5	三重郡菰野町宿野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 9 月 9 日
宿野 8	三重郡菰野町宿野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 9 月 9 日
宿野 12	三重郡菰野町宿野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 9 月 9 日
神明 3	三重郡菰野町菰野江田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 9 月 9 日
神明 6	三重郡菰野町神明 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 9 月 9 日
音羽 7	三重郡菰野町音羽 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 11 月 29 日
音羽 8	三重郡菰野町音羽 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 11 月 29 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 776 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
埋縄-14	三重郡朝日町埋縄 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 1 月 9 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供します。）

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 61 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1

項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和6年11月12日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
三重県指定自動車教習所政治連盟	加藤光一	加藤光一	津市垂水 2566	令和6年9月20日	
三重県ひがなつみ後援会	武田良一	前田和賢	津市桜橋2丁目 120-2	令和6年10月4日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県看護連盟支部	落合信子	代表者 会計責任者	落合信子 谷中真奈	西川利恵 前納千代子	令和6年7月1日	政党
今村厚美後援会	今村厚美	主たる事務所の所在地 会計責任者	四日市市智積町 748-2 今村厚美	四日市市智積町 478 伊藤卓也	令和6年8月27日	
すみやすいまちづくりをめざした鈴鹿の会	松葉谷光由	代表者 会計責任者	松葉谷光由 松葉谷光由	松葉谷佳彦 松葉谷滋子	令和6年8月26日	
住みよい街づくりを考える会	吉田博康	会計責任者	古屋美里	池尻亮輔	令和6年8月2日	
ぼうの秀治後援会	萩野虔一	主たる事務所の所在地 会計責任者	津市丸之内 15-5 坊農秀治	伊勢市辻久留 3-5-66 朝熊勇人	令和6年10月1日	
三重県看護連盟	落合信子	代表者 会計責任者	落合信子 谷中真奈	西川利恵 前納千代子	令和6年7月1日	
吉田博康後援会	宮本裕司	会計責任者	古屋美里	池尻亮輔	令和6年8月2日	
四日市歯科医師連盟	田中淳一	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	四日市市楠町南 五味塚 197-5 田中淳一 柘植信哉	四日市市諏訪栄町 5-8 芝田憲治 伊藤誠	令和5年6月24日	

三重県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 11 月 12 日

政治団体の名称		代表者の氏名	解散年月日	備考
笑顔あふれる鈴鹿の会		末 松 則 子	令和 5 年 9 月 30 日	
山下ひろや後援会		寺 本 辰 次	令和 6 年 9 月 8 日	

三重県選挙管理委員会告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 6 年三重県選挙管理委員会告示第 41 号は、廃止します。

令和 6 年 11 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 28,916

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 280,724

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 6 年三重県選挙管理委員会告示第 42 号は、廃止します。

令和 6 年 11 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	73,966
四 日 市 市	84,124
伊勢市・鳥羽市	38,753
松 阪 市	43,221
桑名市・桑名郡	39,186
鈴 鹿 市	52,703
名 張 市	21,057
東 紀 州	18,313
亀 山 市	13,065
いなべ市・員弁郡	18,959
志 摩 市	13,177
伊 賀 市	22,983
三 重 郡	18,083
多 気 郡	12,538
度 会 郡	11,806

三重県選挙管理委員会告示第 65 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 6 年 11 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 取消	選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
	大紀町選挙管理委員会	大紀町大宮サイクリング	度会郡大紀町滝原 1165 番地 3	令和 6 年 10 月 10 日

ターミナル

三重県選挙管理委員会告示第 66 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 11 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)	市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)
			大紀町	大紀町大宮サイ クリングターミ ナル	度会郡大紀町滝原 1165 番地 3
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

免税証 の 種 類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された 販売業者の名称	紛失年月日
200 券	農業	52305219480～ 52305219481	2	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 1 月 14 日	鈴定燃料株式会社松阪イ ンター店	令和 6 年 10 月 1 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（UAV レーザ測量）
- 作業期間
令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 2 月 20 日まで
- 作業地域
いなべ市北勢町東貝野、同市北勢町西貝野及び同市北勢町下平

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月5日から令和7年6月2日まで

3 作業地域

名張市安部田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和6年11月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月5日から令和7年6月16日まで

3 作業地域

伊賀市阿保

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和6年11月12日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | S P E C T装置一式 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和6年10月22日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県伊勢市小木町478番地1
株式会社中辻大誠堂 代表取締役 三宅 努 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 44,980,000 円
契約金額 49,478,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年9月6日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年11月12日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大台警察署什器 1 式

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和7年3月26日（水）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県多気郡大台町上三瀬 877-5 大台警察署新庁舎

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和6年12月13日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 奥野

電話 059-222-0110（内線）2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年12月23日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年12月18日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年12月18日（水）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年12月23日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年12月23日（月）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 大台警察署什器の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年12月23日（月）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Purchase of furniture for Odai Police Station

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, December 23, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, December 23, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, December 23, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2262)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
